

コロナウイルス感染拡大／各単組のとりくみ NO.14

2020年7月7日 大生連事務局

連日のご奮闘に心から敬意を表します。

7月3日に久々に常任幹事会を開催しました。各役員からのこの間のとりくみの報告をまとめました。

(大阪市内)

此花

- ①**宣伝**：地域に決めて5000枚のビラを配布。ビラを見ての相談がある。
- ②**持続化給付金**：手続き相談が続いている。
- ③**10万円の特別給付金**：まだ振り込まれていない。事務所に問い合わせが殺到。大阪市は遅すぎる。手続きを民間委託しているのが許せない。
- ④**生活保護**：80代の夫婦、妻は認知症。6月まで夫が働いていたが、コロナで仕事がなくなる。年金は国民年金（基礎年金のみ）2人あわせて月8万円、生活保護を申請。

港

10万円給付金：相談が相次いでいる。PCを持っていない高齢者で、給付金が出ることも知らない人がいた。生活保護を利用していたら貰えないと思い込んでいた人もいた。あらためてビラをまいて知らせることが求められる。今は「いつになったら貰えるのか」という問い合わせが相次いでいる。

北

- ①**持続化給付金**：6月は14件の相談があり、14件を申請した。スマホでやるのを援助している。
- ②**生活保護**：夫と別居中の外国人女性が1人で申請に行ったが、ハローワークへ行けと追い返された。知り合いの紹介で生健会に相談。会の役員が同行。申請し、保護開始。夫との問題は弁護士を紹介。

西淀川

- ①**宣伝と相談**：ビラ1万3000枚（区内全世帯の3分の1）を32人でまいた。2万枚を新聞に折り込んだ。電話もふくめ170件以上の相談があった（相談は、各種給付金と貸付、国保料などの減免、生活保護など）。
- ②**生活保護**
 - ①女性ピアニストからの相談、ラウンジやホテルで弾いていたが、仕事が途絶える。1人で福祉事務所へ行ったが、「車があるから」と追い返された。相談中。
 - ②60代後半のホームレスの男性からの相談あり、生活保護の申請に行く。

平野

- 生活保護**：6月は16件の相談があった。
 - ①**市営住宅に住んでいる80代半ばの女性**：夫死亡、息子（50代）は病気で働けず、収入は女性の年金月4万円のみ。家賃減免の相談だったが、それでは生活できないので生活保護を勧める。保護申請。
 - ②**50代の男性**：生活保護を申請した直後にハローワークに行けと指示。生健会と共に抗議「手持ち金は数百円しかない。どうやって就職活動をすればいいのか」と4月7日付「**新型コロナウイルス感染防止のための生活保護業務等における対応について**」事務連絡と5月26日「**緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について**」事務連絡を示して抗議。早く保護決定をするよう促す。

(衛星都市)

- 豊中**
- ①**地域の状況**：建築関係の業者、7月から仕事が途絶えたと、心配の声が上がっている。持続化給付金の用紙がない、オンラインだけだ。PCやスマホのない高齢者は申請ができない。
 - ②**ビラ宣伝**：3000枚を7人で配布した。「こんなビラまいてくれて助かる。ありがとう」とお礼の電話があった。
 - ③**持続化給付金**：居酒屋など、申告していない人が多い。持続化給付金申告には税金申請が必要。このため税金申告と給付金申請の援助が続いている。
 - ④**市への要望**：「新型コロナウイルス感染拡大のもとで住民の命と暮らしを守る要望書」を市に提出した。生活保護の迅速な対応や国民健康保険料の引き下げ、減免基準の拡大などを要望。

- 東大阪**
- ①**各種減免**：6月から国保料、介護保険料、上下水道料、市民税などの減免の相談。405人。これからさらに増える。
 - ②**地域の状況**：建築会社も7月から仕事が止まっているところが多くなっている。

- 八尾**
- ①**八尾母子餓死事件**：越智議員が議会で質問した。30人が傍聴した。市長も部長も我がこととしてとらえていない印象を受けた。今後、議員、弁護士、専門家、大生連と共に解明を進め、このようなことが二度と起こらないように運動をしていく。
 - ②**各種減免**：生活保護、国保料、介護保険料などの減免相談会を8カ所で計画している。

- 堺**
- ①**生活保護**：刑務所から出所したばかりの2人の生活保護の申請をした。
 - ②**相談会**：区内7カ所で相談会を開く計画。

- 門真**
- ①**大阪府の休業要請支援金**：駆け込みで数件申請した（期日は5月31日）。
 - ②**宣伝**：700枚のビラをまいた。

(課題)

4月7日の「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」の厚生労働省事務連絡（以下・「4・7事務連絡」）にもとづき迅速に行っている福祉事務所がある一方、これを無視した対応をし、申請権侵害など起こしている事例が見られます。あらためて「4・7事務連絡」と「5・26事務連絡」を守らせる運動が求められます。大生連は福祉事務所に出す要望書のひな型を作ります。全単組におかれましては、この要望書を福祉事務所に届け、懇談・交渉をお願いします。

4月7日「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」の厚生労働省事務連絡（要旨）

- ①**申請の迅速化**＝「申請相談に当たっては、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取する」
- ②**申請の対応**＝「申請権が侵害されないことはもとより、侵害している〔略〕行為は慎むべき」
- ③**稼働能力活用の緩和**＝「稼働能力の活用〔略〕緊急事態措置期間中は〔略〕判断を留保できる」
- ④**自動車保有の緩和**＝「通勤用自動車の保有は〔略〕（求職活動や保育所等の送迎）使用を認めても差し支えない」
- ⑤**居住用などの資産の緩和**＝カラオケ喫茶などの事業も再開を見越して処分はしなくてもよい。

5月26日「緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について」厚生労働省事務連絡（要旨）

「緊急事態宣言解除後〔略〕就労の場の確保や収入が元に戻るまで〔略〕一定の期間を要する」として、（4・7事務連絡にもとづく）生活保護の弾力的な運用を求めている。